

改正

昭和四七年三月三十一日条例第六号
昭和四八年三月三〇日条例第二四号
昭和四九年七月二五日条例第二七の四号
昭和五一年一〇月一五日条例第四〇号
昭和五五年一〇月一一日条例第二三号
昭和五八年一〇月一四日条例第一九号
昭和六〇年三月二九日条例第一三号
昭和六一年七月二八日条例第二五号
平成元年三月二八日条例第一三号
平成二年三月三〇日条例第一九号
平成五年三月三〇日条例第一二号
平成六年一〇月一四日条例第二六号
平成八年三月一三日条例第一三号
平成九年三月二五日条例第五号
平成一一年三月一六日条例第一五号
平成一二年三月二四日条例第二号
平成一四年七月一一日条例第二九号
平成一五年三月一九日条例第六号
平成一七年三月二三日条例第一一号
平成一七年一二月一五日条例第八二号
平成一七年一二月一五日条例第八六号
平成二五年三月二六日条例第二五号
平成二五年一二月二五日条例第四九号
平成二六年三月二〇日条例第九号
平成二八年三月二九日条例第三六号
平成二九年三月二八日条例第二一号
平成三一年 三月二七日条例第五号

令和 二年 三月二四日条例第二四号

令和 六年 三月二六日条例第四号

令和 六年 三月二六日条例第二九号

岐阜県水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

岐阜県公営企業の設置等に関する条例

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 水道用水供給事業（第九条―第十三条）

第三章 工業用水道事業（第十四条―第二十条）

附則

第一章 総則

（公営企業の設置）

第一条 県民の福祉の増進と産業の振興を図るため、次に掲げる事業（以下「公営企業」という。）を設置する。

一 水道用水供給事業

二 工業用水道事業

（経営の基本）

第二条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（経営の内容）

第三条 公営企業の経営の内容は、次のとおりとする。

一 水道用水供給事業

施設名	給水対象	一日最大給水量
岐阜東部上水道用水供給施設	多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 美濃加茂市 土岐市 可児市 坂祝町 富加町 川辺町 御嵩町	二八八、九四〇立方メートル

二 工業用水道事業

施設名	給水区域	一日最大給水量
可茂工業用水道	美濃加茂市、坂祝町、川辺町	一三、五〇〇立方メートル

(組織)

第四条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第七条ただし書の規定により公営企業に管理者を置かないものとする。

2 法第十四条の規定により公営企業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、都市建築部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第五条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない公営企業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の八第八項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第七条 公営企業の業務に関し、法第四十条第二項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が百万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

(業務の状況を説明する書類の作成)

第八条 知事は、法第四十条の二第一項の規定により公営企業の業務の状況を説明する書類（以下「業務説明書」という。）を、毎事業年度、四月一日から九月三十日までのものについては十一月三十日、十月一日から翌年三月三十一日までのものについては五月三十一日までに作成しなければならない。

2 前項の業務説明書には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概要

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか、業務の状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

第二章 水道用水供給事業

(水道用水の給水申込み等)

第九条 水道用水の給水を受けようとする市町（以下「受水市町」という。）は、知事が別に定めるところにより、給水を受けようとする年度の一日当たりの計画受水量を定めて、知事に給水の申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の規定により申込みを受けた場合は、給水能力の範囲内で一日当たりの計画給水量を決定し、これを承認する。

(承認基本給水量の変更)

第十条 受水市町は、受水開始後におけるやむを得ない事情の変化により、前条第二項（次項において準用する場合を含む。）の承認に係る計画給水量（以下「承認基本給水量」という。）を変更する必要があるときは、知事が別に定めるところにより、その変更の申込みをすることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の変更の申込みについて準用する。

(水道料金)

第十一条 水道料金は、次の各号に掲げる料金に区分し、当該各号に定めるところにより算定した額にそれぞれ百分の百十を乗じて得た額とする。ただし、その額に一円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

一 基本料金 承認基本給水量に一立方メートル当たり年額一万四千二百八十三円を乗じて得た額

二 使用料金 その月に現に給水した水量に一立方メートル当たり四十九円を乗じて得た額

(水道料金の徴収)

第十二条 基本料金は月割により毎月分を、使用料金はその月に係る分を、それぞれ翌月二十日までに徴収するものとする。

(水道料金の減免等)

第十三条 知事は、災害その他特別の理由がある場合においては、水道料金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

第三章 工業用水道事業

(工業用水の給水申込み等)

第十四条 工業用水の給水を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、知事が別に定めるところにより、一時間当たりの計画受水量を定めて、知事に給水の申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の規定により申込みを受けた場合は、給水能力の範囲内で一時間当たりの計画受水量を決定し、これを承認する。

(承認基本受水量の変更)

第十五条 使用者は、受水開始後におけるやむを得ない事情の変化により、前条第二項（次項において準用する場合を含む。）の承認に係る計画受水量（以下「承認基本受水量」という。）を変更する必要があるときは、知事が別に定めるところにより、その変更の申込みをすることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の変更の申込みについて準用する。

(工業用水道料金)

第十六条 工業用水道料金は、次の各号に掲げる料金に区分し、当該各号に定めるところにより算定した額にそれぞれ百分の百十を乗じて得た額とする。ただし、その額に一円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

一 基本料金 承認基本受水量に二十四を乗じて得た水量（以下この条において「承認日水量」という。）について、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ 承認日水量が五百立方メートル以下の場合 承認日水量にその月の日数（月の途中で使用を開始した場合は、当該使用を開始した日からその月の末日までの日数。ロにおいて同じ。）を乗じて得た水量について、一立方メートル当たり五十三円を乗じて得た額

ロ 承認日水量が五百立方メートルを超える場合 五百立方メートルにその月の日数を乗じて得た水量に一立方メートル当たり五十三円を乗じて得た額と承認日水量から五百立方メートルを差し引いた水量にその月の日数を乗じて得た水量に一立方メートル当たり二十九円を乗じて得た額との合計額

二 超過料金 承認基本受水量を超えて使用した水量（以下この号において「超過水量」という。）について、一立方メートル当たり九十八円を乗じて得た額。ただし、前号ロに掲げる場合は、超過水量に一立方メートル当たり七十四円を乗じて得た額

(工業用水道料金の徴収)

第十七条 工業用水道料金は、その月に係る分を翌月二十日までに徴収するものとする。

(工業用水道料金の減免等)

第十八条 知事は、災害その他特別の理由がある場合においては、工業用水道料金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(配水施設等の設置に要する費用の負担)

第十九条 知事は、使用者からの給水の申込みにより、新たに配水施設、給水施設その他の工業用水道施設を設置し、又は改良する場合において、これらの施設の設置又は改良により、当該使用者が特に利益を受けると認めるときは、当該使用者から別に定めるところにより算定した額を負担金として徴収することができる。

(過料)

第二十条 偽りその他不正の行為により工業用水道料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十六条の規定による厚生大臣の認可を受けた日から適用する。
- 2 法第三十八条第四項の規定により条例で定めなければならない公営企業に係る企業職員の給与の種類及び基準は、別に条例が定められるまでの間は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の適用を受ける職員の例による。

附 則（昭和四十七年三月三十一日条例第六号）

この条例は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十六条の規定による厚生大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則（昭和四十八年三月三十日条例第二十四号）

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年七月二十五日条例第二十七の四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年十月十五日条例第四十号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県水道事業の設置等に関する条例第九条第二項の規定の適用については、同項中「六十八円」とあるのは、この条例施行の日から昭和五十二年三月三十一日までの間は「二十五円」と、昭和五十二年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間は「四十七円」とする。

附 則（昭和五十五年十月十一日条例第二十三号）

- 1 この条例は、昭和五十六年四月一日から施行し、改正後の岐阜県水道事業の設置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第九条の規定は、昭和五十六年度以降の給水分について適用する。

- 2 改正後の条例第十条第一項中「百三十二円」とあるのは、この条例の施行の日から昭和五十八年三月三十一日までの間は「九十八円」と、昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間は「百二十八円」とする。
- 3 改正後の条例第十条第一項に定める水道料金の額は、水道事業の経営の状況等を考慮して、昭和五十八年度において検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

附 則（昭和五十八年十月十四日条例第十九号）

- 1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第九条の改定規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十九年度から昭和六十二年度までの給水の申込については、この条例による改正後の岐阜県水道事業の設置等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第九条第一項中「四年ごと」とあるのは「二年ごと」と、「四年間」とあるのは「二年間」とする。
- 3 改正後の条例第十一条及び第十二条の規定にかかわらず、昭和五十九年度及び昭和六十年年度における水道料金は、その月に現に給水した水量に一立方メートル当たり百四十四円を乗じて得た額とし、その月に係る分を翌月二十日までに徴収する。

附 則（昭和六十年三月二十九日条例第十三号）

改正

平成元年三月二八日条例第一三号

平成五年三月三〇日条例第一二号

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年七月二十八日条例第二十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二十八日条例第十三号抄）

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超え九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第三条の表木曾川右岸上水道用水供給施設の項施設名の欄の改正規定は平成元年四月一日から、同項一日最大給水量の欄の改正規定は水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三十条の規定による厚生大臣の認可を受けた日から施行する。（平成元年十一月規則第七十六号で、同元年十二月一日から施行）
- 2 平成元年度の水道料金の額は、この条例による改正後の岐阜県水道事業の設置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条第一項の規定にかかわらず、その基本料金の額は、次の表の上欄の期間に応じ同表の中欄に定める額を合算した額とし、同表の上欄に掲げる期間に、

当該期間に属する月ごとに納入する基本料金の額は、同表下欄に定める額とする。

平成元年四月一日からこの 条例の施行の日（以下「施行 日」という。）の前日の属す る月の末日まで	承認基本給水量に一立方メート ル当たり二千五百三十三円を乗 じて得た額に上欄の期間に属す る月数と同一の数を乗じて得た 額	承認基本給水量に一立方メート ル当たり二千五百三十三円を乗 じて得た額
施行日の前日の属する月の 翌月の初日から平成二年三 月三十一日まで	承認基本給水量に一立方メート ル当たり二万八千二百九十四円 を乗じて得た額を十二で除して 得た額に上欄の期間に属する月 数と同一の数を乗じて得た額に 百分の百三を乗じて得た額（一円 未満の端数が生じたときは、その 端数金額を切り捨てた額）	承認基本給水量に一立方メート ル当たり二万八千二百九十四円 を乗じて得た額を十二で除して 得た額に百分の百三を乗じて得 た額（一円未満の端数が生じたと きは、その端数金額を切り捨てた 額）

附 則（平成二年三月三十日条例第十九号）

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成五年三月三十日条例第十二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした改正前の岐阜県水道事業の設置等に関する条例第九条第二項の規定による承認は、平成五年度の一日当たりの計画給水量に係る部分に限り、改正後の岐阜県水道事業の設置等に関する条例第九条第二項の規定によりなされた承認とみなす。

（岐阜県水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 岐阜県水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十年岐阜県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成六年十月十四日条例第二十六号）

この条例は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三十条の規定による厚生大臣の認可を

受けた日から施行する。

附 則（平成八年三月十三日条例第十三号）

この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。（平成八年四月規則第三十八号で、同八年四月一日から施行）

附 則（平成九年三月二十五日条例第五号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十六日条例第十五号）

この条例は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三十条第一項の規定による厚生大臣の認可を受けた日から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年七月十一日条例第二十九号）

この条例は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十九日条例第六号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十三日条例第十一号）

この条例は、平成十七年五月一日から施行する。

附 則（平成十七年十二月十五日条例第八十二号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十二月十五日条例第八十六号）

この条例は、平成十八年一月二十三日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十六日条例第二十五号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十五日条例第四十九号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十日条例第九号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第十七条の規定による改正後の岐阜県公営企業の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)
- 第十一条の規定は平成二十六年四月分の水道料金から、新条例第十六条の規定は同年五月分の工業用水道料金から適用する。

附 則 (平成二十八年三月二十九日条例第三十六号)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岐阜県公営企業の設置等に関する条例第十六条の規定は、平成二十八年四月分として算定する料金から適用する。

附 則 (平成二十九年三月二十八日条例第二十一号)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第十六条の規定は、平成二十九年四月分として算定する料金から適用する。

附 則 (平成三十一年三月二十七日条例第五号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- (公の施設の使用料等の額の改定に伴う経過措置)
- 4 第三十六条の規定による改正後の岐阜県公営企業の設置等に関する条例(以下「新条例」という。) 第十一条の規定は平成三十一年十月分の水道料金から、新条例第十六条の規定は同年十一月分の工業用水道料金から適用する。

附 則 (令和二年三月二十四日条例第二十四号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二十六日条例第四号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。(後略)

附 則 (令和六年三月二十六日条例第二十九号)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第十六条の規定は、令和六年四月分として算定する料金から適用する。